

## 4.4. 多様な自然と人々のくらしが共生する都市

### 主要課題

#### 生物多様性の保全

- ✓ 本市の豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくために、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全をはじめ、貴重種の保全や外来生物対策を進めていく必要があります。
- ✓ 環境の保全及び創造を図るため、環境と調和のとれた土地利用を図る必要があります。
- ✓ 市民・NPO・事業者・専門家などの各主体が生物多様性の重要性を認識し連携するとともに、生物多様性に対する関心の高い市民や地域の自然環境を支えていくための人材を育成する必要があります。

#### 森林・農地・緑地の保全

- ✓ 「持続可能な森林経営・管理」により、森林の公益的機能の維持増進や生態系の保全が必要です。
- ✓ 生産地と消費地が共存する本市の特性を活かし、中山間地と都市部との市民交流や、次世代を担う子供たちに対する森林環境教育の充実などによって、市民一人ひとりの森林への理解を深めていくことが重要です。
- ✓ 個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するためにも、多様な生物の生息・生育・移動域となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成していく必要があります。

### 4.4.1. 生物多様性の保全

#### 4.4.1.1. 貴重な動植物の保護

##### ➡ 施策の基本的方向

leaf 法令に基づく貴重種の保護やその生息・生育地の保全対策の推進

- ア 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や文化財保護法（昭和25年法律第214号）に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。



【市 天然記念物 ギフチョウ】

- イ 浜松市ギフチョウの保護に関する条例(平成17年浜松市条例第140号)に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。
- ウ 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。

#### 4.4.1.2. 動植物の適正な管理・防除

##### ☞ 施策の基本的方向

leaf 法令に基づく野生鳥獣の適正な管理や外来生物の防除・管理対策の推進

- ア 農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。
- イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。
- ウ 環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。

#### 4.4.1.3. 開発事業の実施に伴う環境配慮

##### ☞ 施策の基本的方向

leaf 環境影響評価条例の制定

leaf 環境配慮指針等の適正な運用

- ア 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、適切な環境保全措置を行うことを求める環境影響評価条例を制定します。
  - イ 一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に運用します。
- ※ 環境配慮指針については、第5章を参照

#### 4.4.1.4. 生物多様性の普及啓発

##### ☞ 施策の基本的方向

leaf 生物多様性の保全に関する市民意識の向上

- ア 市内の自然環境や動植物の情報を市ホームページ上で公開している「自然環境マップ」の情報の更新や充実を図り、自然観察や環境教育などへの活用を促進します。

- イ 市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、出前講座や啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。
- ウ 市民に身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。

#### 4.4.2. 森林・農地・緑地の保全

##### 4.4.2.1. 森林の保全

###### ☞ 施策の基本的方向

leaf 適切な森林の整備・保全

leaf 森林・林業体験の機会の提供

- ア FSC 森林認証制度を活用した市産材のブランド化のさらなる推進や新たな需要の開拓、森林施業の合理化による低コスト林業の推進や若年者の新規参入促進などの林業の振興により、適切な森林の整備・保全を行います。
- イ 森林管理を対象とする FM 認証とあわせて、加工・流通・工務店を対象とした CoC 認証事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択して FSC 材製品を購買する意識の向上を図ります。
- ウ 森林体験・交流施設の維持管理等による森林・林業体験の機会の提供や、グリーン・ツーリズム、子供たちへの森林環境教育などにより、「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての市民の理解を深めます。
- エ 保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。
- オ 森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。

##### 4.4.2.2. 農地の保全

###### ☞ 施策の基本的方向

leaf 農地の計画的な確保と有効活用

leaf 都市部における農地の確保と保全

- ア 住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。

- イ ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。
- ウ 遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。
- エ 市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。
- オ 雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。
- カ 河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図ります。



【市民農園】

#### 4.4.2.3. 緑地の保全

##### ☞ 施策の基本的方向

- みどりをつなぐネットワークの形成
- 市内の自然環境の骨格となるみどりの保全

- ア 動物の生息環境と移動経路を確保するため、森林や丘陵地、農地、公園など緑地をつなげ、緑の回廊の形成に努めます。
- イ 市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。
- ウ 豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じてみどりの拠点を位置づけ、整備・充実を推進します。
- エ 浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。
- オ 動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。
- カ 人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。

※ イは、4.3.4.3. 再掲

#### 4.4.3. 河川・湖沼・海岸の保全

##### 4.4.3.1. 水辺の環境保全

###### ☞ 施策の基本的方向

leaf 市民・NPO・事業者との連携・協働による河川流域や湿地の自然環境の保全

- ア 動植物の貴重な生息・生育地となっている湿地について、無秩序な開発を防止するよう努めます。
- イ 市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。
- ウ 河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。

※ ウは、4.1.2.1.再掲

##### 4.4.3.2. 生活排水対策

###### ☞ 施策の基本的方向

leaf 生活排水による水環境への汚濁負荷を削減

- ア 生活排水による水環境への汚濁負荷を削減するため、下水道整備・接続促進や合併処理浄化槽の設置を支援します。
- イ 公共用水域の富栄養化を防止するため、窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

##### 4.4.3.3. 工場・事業場における排水対策

###### ☞ 施策の基本的方向

leaf 工場・事業場に対する排水基準の遵守の徹底と、排出水対策の強化の呼びかけ

leaf 排水基準が適用されない工場・事業場における自主的な対策への助言・指導

leaf 着色度測定の実施と公共用水域等色汚染対策協議会における対策の検討

- ア 工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、工場・事業場に排出水対策強化への協力を求めていきます。
- イ 排水基準が適用されない工場・事業場に対しては、排出水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。
- ウ 良質な水質を守るため、着色度測定などにより監視を行うとともに、公共用水域等色汚染対策協議会において色汚染問題対策について検討します。

※ ア～ウは、4.1.2.5.再掲

#### 4.4.4. 水やみどりに親しむ空間の創出

##### 4.4.4.1. 親しみやすい水辺づくり

###### ⇒ 施策の基本的方向

- leaf 人と川とのふれあいの場の創出
- leaf 多自然川づくりの推進

- ア 河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。
- イ 親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。



【多自然川づくり】

##### 4.4.4.2. 身近なみどりの創出

###### ⇒ 施策の基本的方向

- leaf 市有施設、民間施設の緑化の推進

- ア 公園の植樹帯、河川敷などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エコトーンの形成や樹木の混植に努めます。
- イ 市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。
- ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。

##### 4.4.4.3. 自然とふれあう場と機会の確保

###### ⇒ 施策の基本的方向

- leaf 自然体験・学習型のレクリエーションの推進
- leaf 自然とふれあう拠点の整備

- ア 森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを整備し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。

- イ 市民が森林、里山などのみどりにふれあうことのできるよう、ふれあいの森、ト  
レッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。
- ウ 遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を  
体験できる場と機会の創出を図ります。
- ※ ウは、4.4.2.2.再掲

#### 4.4.5. 自然景観の保全と創造

##### ☞ 施策の基本的方向

 良好的な自然景観要素の保全・育成・活用

- ア 地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、  
里山の樹林や田畠、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地など  
は、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組みます。

##### 環境指標

環境指標	現状値	目標値
森林認証取得面積	平成 24 年度 (2012) 38,668ha	平成 48 年度 (2036) 54,000ha
緑地保全面積	平成 25 年度 (2013) 1,373.62ha	平成 41 年度 (2029) 3,930.9ha